

[事案 21-73] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 4 月 28 日 裁定終了

< 事案の概要 >

定期預金が満期になり、募集人（銀行員）の説明を受け変額年金保険に加入したが、募集人の説明は虚偽の内容であったので、契約を無かったことにして、支払済みの一時払保険料を返して欲しい。

< 申立人の主張 >

平成 20 年 3 月に定期預金手続きのために銀行を訪れた際に、募集人（行員）の勧めで変額年金保険に加入したが、その際の行員の説明は事実と異なるものであった。リスクの高い商品を元本保証の金融商品と騙して契約させた行為は詐欺行為であり、犯罪行為による契約は成立しないと思うので、契約を取り消し（申立人の表現では契約解除）既払込保険料を返還（申立人の表現では原状回復）して欲しい。

- (1) 元本保証のない金融商品に対し、元本が保証されている商品と説明された。
- (2) 期間 10 年の変額年金保険であるのに、5 年満期の商品で、3 年半で繰り上げ返済され元金が戻ってくると何度も説明された。

< 保険会社の主張 >

募集代理店である当該銀行による調査の結果、下記のとおり、販売方法、販売話法、販売説明等適切な取扱いをさせていただき、虚偽の説明をした事実はないと認識しており、契約取消の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 適合性の原則に基づき、適切な販売をしており、契約内容、運用実績による積立金の変動リスク等重要事項について所定の募集資料を使用して説明している。
- (2) 運用期間は 10 年であり、10 年経過すれば、その時点で仮に積立金が元本（払込保険料）を下回っていたとしても、元本は保証される旨説明している。
- (3) 5 年満期の商品であるとの説明はしていない。

< 裁定の概要 >

申立人の主張の法的根拠は明らかではないが、消費者契約法 4 条 1 項 1 号（不実告知）に基づく取消し、詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）を主張するものと解される。

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面、申立人および募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記(1)～(6)の事実を認めることが出来る。

- (1)パンフレットの表紙には、「投資型年金保険（目標設定型）×××（保険商品名） 生命の変額個人年金保険」と明記されており、「モデルポートフォリオ 50」「モデルポートフォリオ 75」の上欄には、赤く太い文字で「下記データは、主要指標（インデックス）の過去のデータをもとに作成したもので、×××の特別勘定の運用実績を示すものではありません。表示されたデータの確実性を保証するものではなく、また将来において同様の数値を示すことを保証または示唆するものではありません。」と書かれている。
- (2)同パンフレットには、「年金原資には最低保証があります。」と記載され、申立人が選択した「世界バランス 50」では、「運用期間（10 年）満了時の運用成果にかかわらず、年金原資として基本保険金額（注：解約・一部解約がない場合、基本保険金額は一時払保険料と同額になる）の 100%を最低保証します。」とされている。
- (3)同パンフレットには、「特別勘定への繰入日以後、解約返戻金は、特別勘定の運用実績に

よって毎日変動（増減）します。解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。」と、小さくない文字で記載されている。

(4) 同パンフレットの裏表紙には、「 銀行」が「募集代理店」であり、「 生命保険会社」が「引受保険会社」であることが明記されている。

(5) 「意向確認書」の「お客さまに特にご確認いただきたい事項」欄には、1から6の確認事項があるが、その3には「本保険は、預金とは異なり、中長期ご継続いただくことを前提とした生命保険（投資性の年金商品）であることをご理解いただきましたか。」、4には「本保険には、所定の運用期間満了を条件に、保険契約の型がA型の場合は（注：申立契約はA型である）基本保険金額相当額の……年金原資の最低保証がありますが、中途解約される場合、特別勘定の運用実績により解約返戻金額はお払込保険料を下回る可能性があることをご理解いただきましたか。」という確認事項が記載されており、申立人はいずれにも自ら「はい」にチェックし、自署している。

(6) 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」にも上記パンフレットと同様の内容が記載されている。

以上のような事実を踏まえれば、

申立契約は、中途解約をせずに10年の運用期間が満了すれば、運用成果にかかわらず、年金原資として一時払保険料の100%が最低保証される商品であるから、その意味で元本が保証された商品であることは相違なく、募集人がその点につき虚偽説明をしたとは認められない。

運用期間が10年であることは、パンフレット等の書類に明記されており、募集人がこれと異なる説明（5年満期の商品である）をしたとは認められない。

運用実績により積立金の変動するというリスクも、パンフレット等の書類に明記されており、募集人が事務手数料（契約初期費用）と死亡保険金の2点以外の説明（積立金の変動リスク説明）をしなかったとは思われない。

この点、申立人は、募集人から「この商品は5年満期で、必ず3年半で繰り上げ返済され、元利共に支払われる商品である」と説明を受け、言われたことをそのまま信用したので、パンフレット等は読まなかったとか、本件商品は「保険の要素もある定期預金」と理解していたとか、「意向確認書」も全然読まずにチェックを入れたとか述べるが、前述のような事実には照らすと不自然なように思われる。

以上の次第から、募集人が、申立契約の締結について勧誘するに際し、重要事項について事実と異なることを告げたとは認められず、消費者契約法4条1項1号に基づく取り消しは認められない。欺罔行為も認められないから、詐欺による取消し（民法96条1項）も認められない。

よって、申立ては認めることが出来ないもので、生命保険相談所規程第44条により、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。